

日立蛍光灯器具

(Hf)シリーズ・逆富士形

(クリーンルーム用器具 清浄度クラス:10,000用)

HNM4260AV-EN14 (定格出力)

HNM4260AV-EU14 (高出力)

※ 電源電圧は100~242Vまで対応

■ 器具の取付工事には電気工事士の資格が必要です。(施工は必ず電気工事店(有資格者)に依頼してください。)

施工説明 工事店様へ・・・この取扱説明書は保守のためお客様に必ずお渡しください。

安全に関するご注意

⚠ 警告

- 取付工事は「取り付けかた」にしたがい確実に行ってください。
取付工事に不備があると、火災・感電・落下の原因となります。
- 壁取り付けや傾斜天井への取り付けはしないでください。火災・感電・落下の原因となります。
- 表示された電源電圧(定格電圧±6%)以外の電圧で使用しないでください。火災・感電の原因となります。
- 器具を改造しないでください。火災・感電・落下の原因となります。

⚠ 注意

- 本器具は一般屋内クリーンルーム用器具です。
直射日光のあたる場所・湿気の多い場所・振動のある場所・雨の吹き込みを受ける場所・腐食性ガスの発生する場所・風などが直接あたる場所では使用しないでください。火災・感電・落下の原因となります。
- 凸凹のある天井面には取り付けないでください。
凸凹のある面に取り付けると天井と器具間に隙間が生じ、クリーンルームとしての空気清浄度が損なわれます。
- 切削油等の油煙のある場所・有機溶剤や洗剤の原液等のかかるおそれのある場所では使用しないでください。
火災・感電・落下の原因となります。
- 蛍光灯には物をぶついたり、荷重をかけたり、無理な力を加えたり、傷を付けないでください。
蛍光灯の破損によりけがの原因となります。
- 周囲温度は5~35℃以外では使用しないでください。火災の原因となります。
- 絶縁抵抗試験は必ず500V以下の絶縁抵抗計を用いてください。
保護機能が作動し不点灯の原因となります。

各部の名前と取り付けかた

(図は取り扱いを説明するため一部省略抽象化した図です。)

1、本体の電源穴(ブッシュ付)より、電源線・アース線を引き込む。
 (電源ノック穴を使用する場合はブッシュを付けかえてください。)

2、器具本体を「背面取付穴(図2)」により、取付ボルトで天井面に
 確実に取り付ける。
 (取り付けに不備がありますと器具の落下の原因となります。)

●取付ボルト(M10 または W3/8)はあらかじめ天井面に
 用意し、器具質量(4.9kg)に十分耐える強度を確保する。

●取付ボルトの出代は本体に45mm以下にする。
 (取付ボルトが出すぎると、反射板が取り付けられなくなります。)

●器具本体の取り付けには「座金の使用方法(図3)」にしたがい
 付属の座金を用いてください。
 (座金を使用しないで器具本体を取り付けますと、クリーンルーム
 としての空気清浄度が損なわれます。)

●器具を連結する場合は、「単体N連結する場合の取付ピッチ
 (図4)」にしたがい取付ボルトを用意し、「連結のしかた(図5)」
 により器具を連結する。

3、電源線・アース線を「電源線の接続と解除(図6)」にしたがい
 速結端子台に接続する。
 (接続・絶縁に不備がありますと火災・感電の原因となります。)

①電源線・アース線を指定の長さにストリップし、接続穴に
 しっかりと差し込む。
 (差し込みが不十分ですと火災・感電の原因となります。)

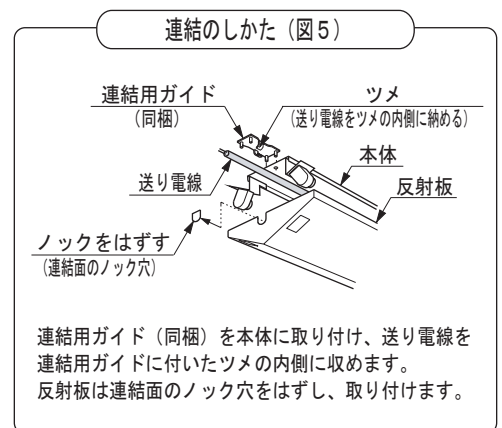
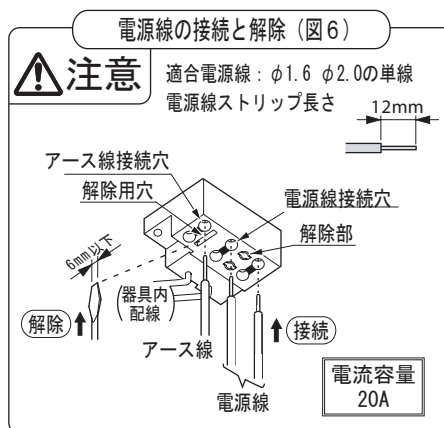
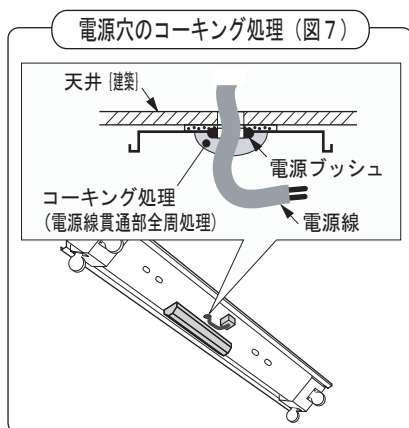
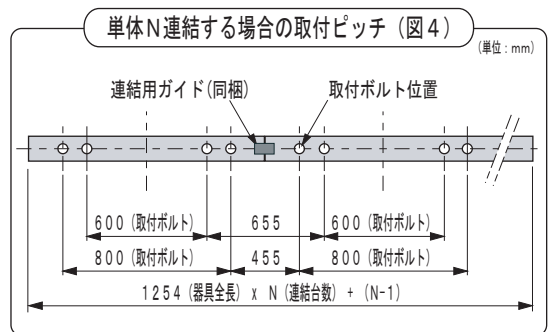
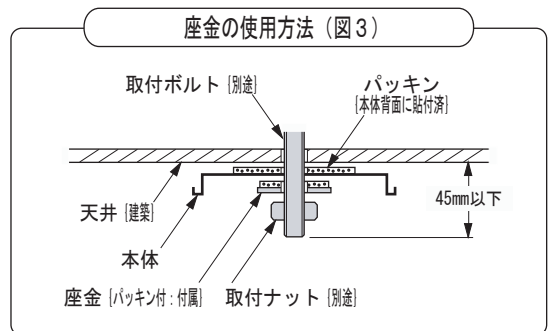
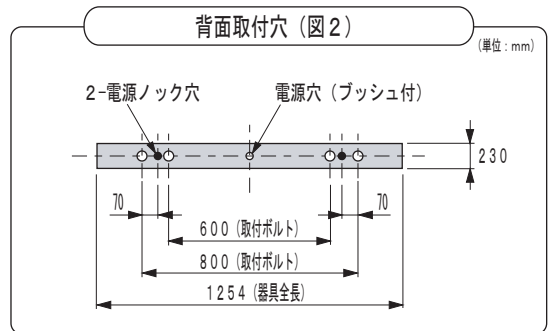
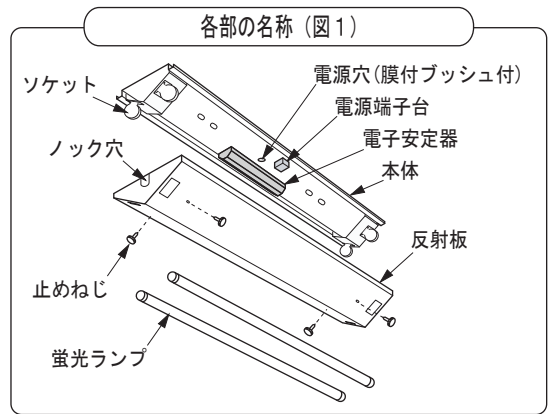
②電源線・アース線は速結端子台に接続後、反射板に当たらない
 ように処理する。

●アースは、アース接続線穴を使用しD種接地工事を行う。

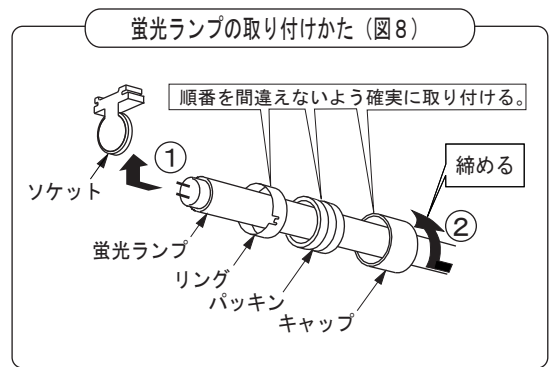
●電源線を解除する場合は、径または幅6mm以下のドライバーで
 解除部を押し電源線をははずす。

●アース線を解除する場合は、幅6mm以下のマイナスドライバー
 を解除用穴に挿入してアース線をははずす。

4、電源穴を「電源穴のコーキング処理(図7)」にしたがい
 シリコンシーラントなどを用いコーキング処理をする。
 (コーキング処理に不備がありますと、クリーンルーム器具としての
 空気清浄度が損なわれます。)



- 5、反射板を取り付ける。
 〈取り付けに不備がありますと反射板の落下の原因となります。〉
- 反射板を本体にセットし、天井面に押し上げながら止めねじにて反射板を本体に固定する。
- 6、蛍光灯を「蛍光灯の取り付けかた(図8)」にしたがい取り付け。
 〈取り付けに不備がありますと蛍光灯の落下・破損・不点灯の原因となります。〉
- ① キャップ・リング・パッキンを通した蛍光灯をソケットに確実に取り付ける。
 - ② 蛍光灯の取り付け後、蛍光灯をソケット方向に軽くゆすり、ソケットに確実に装着されているか確認する。
 - ③ ソケットキャップを締め付けソケットに取り付ける。
 〈取り付けに不備がありますと蛍光灯の落下・感電・破損・不点灯の原因となります。〉
- 7、工事完了時に蛍光灯が正常に点灯するか確認する。



取扱説明

お客様へ・・・この取扱説明書は必ず保管してください。

- このたびは日立照明器具をお買い上げいただき、まことにありがとうございました。
 この取扱説明書を必ずお読みのうえ、正しくご使用ください。

安全に関するご注意

⚠ 警告

- 器具を改造しないでください。火災・感電・落下の原因となります。
- 器具のすきまや放熱穴に、金属類を差し込まないでください。火災・感電の原因となります。
- 器具やランプを布や紙など燃えやすいもので覆ったり、かぶせたりして使用しないでください。火災の原因となります。
- 煙がでたり異臭がしたら、すぐに電源スイッチを切ってください。火災・感電の原因となります。
- ランプ交換やお手入れは、取扱説明書により確実に行ってください。火災・感電・落下の原因となります。

⚠ 注意

- 器具の近くで温度の高くなるもの（ストーブ・ガスレンジ等）を使用したり、近くに燃えやすいものを置かないでください。火災の原因となります。
- ランプ交換の際には、本体表示および、取扱説明書にしたがって指定されたランプを使用してください。指定以外のランプを使用すると、火災・不点灯の原因となります。
- ランプだけを器具から取りはずしての間引き点灯はしないでください。火災・短寿命・絶縁不良の原因となります。
- 明るく安全に使用していただくために、定期的に清掃・点検をしてください。不具合がありましたら、そのまま使用しないで工事店・電器店に修理を依頼してください。
- 3～5年に1回は電気工事店等の専門家による点検を実施していただき、不具合がありましたら交換してください。
- 照明器具には寿命があります。使用条件・使用環境で異なりますが、8～10年が交換の目安です。


使用上のご注意



- 電波の弱い場所（山間・鉄筋建物等）では、ラジオや室内アンテナ使用のテレビに影響することがあります。
- 器具の近くで赤外線リモコン方式のテレビなどを使用するのはお避けください。リモコンを操作しても動作しないことがあります。
- 器具の近くでワイヤレスマイクの使用はお避けください。雑音が入り正常に動作しないことがあります。

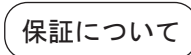
お手入れ・ランプ交換

! 必ず電源を切ってから行ってください。感電・やけどの原因となります。

- ランプの口金付近が黒ずみますとランプの寿命です。そのままご使用をつづけますと明るさが落ちるだけでなく、器具の寿命も低下させますので、新しいランプとお取り替えください。

 禁止	みがき粉・ベンジンなどでふいたり殺虫剤をかけないでください。また器具の水および洗剤での丸洗いは、絶対にお避けください。傷つき・変形・変色・サビの原因となります。	点灯中や消灯直後は、ランプが高温となっていますので手を触れないでください。やけどの原因となります。
---	--	---

 必ずしてください	ランプがほこりなどで汚れますと、明るさが低下します。汚れが目立ちはじめましたら器具よりランプをはずし、きれいな布をせっけん水に浸してよく絞ってからふきとり、さらに乾いた布でふいて仕上げてください。化学ぞうきんを使用する場合は、その注意書にしたがってください。	お手入れなどでランプをはずし、再度取り付ける場合は、「蛍光ランプの取り付けかた(図8)」にしたがい、ランプを確実に取り付けてください。取り付けに不備がありますと、落下・感電・破損・不点灯の原因となります。
この器具はHfランプ専用です。ランプ交換の際には右のマークが表示された高周波点灯専用ランプを必ずご使用ください。指定以外のランプを使用すると、火災・器具の破損の原因となります。		
交換ランプ FHF32 (高周波点灯専用ランプ) 		

 保証について	<ul style="list-style-type: none">● 照明器具の保証期間は、商品お買上げ日より1年間です。但し、電子安定器は3年間です。● ランプ・ニカド蓄電池などの消耗品は対象外とさせていただきます。● 保証期間を過ぎているときは、お買上げの販売店(工事店)にご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、ご希望により有料修理させていただきます。
---	--

アフターサービス…… ご使用中、器具に異常が生じた場合は直ちに使用を中止し、電気工事店または下記のところに、器具の形式・故障状況を連絡のうえ修理を依頼してください。

 日立アプライアンス株式会社

〒105-8410 東京都港区西新橋2-15-12 電話(03)3502-2111

2010.10 KTA16500 R1